

発議第2号

高山市議会会議規則の一部を改正する規則について

高山市議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成25年2月27日提出

提出者 高山市議会議員 小井戸真人

賛成者 高山市議会議員 杉本健三  
中田清介  
松葉晴彦  
車戸明良  
中箴博之

提案理由

地方自治法の改正に伴い改正しようとする。

高山市議会会議規則の一部を改正する規則

高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 法第115条の2の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(修正の動議)</p> <p>第17条 法第115条の3の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(所管事務等の調査)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 議会運営委員会が、法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>	<p>(所管事務等の調査)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 議会運営委員会が、法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p>

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。